

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）（衆議院送付）要旨

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成三十年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が七千六百六十八億円、事業支出が七千二百二十八億円で、事業収支差金は四十億円となる。この事業収支差金は、全額を4K・8K設備等の建設費に使用する。受信料収入は、受信契約件数の増加や未収数の削減に努めることで、六千九百九十五億円を確保する。

二、事業計画

平成三十年度は、三か年経営計画の初年度として、自主自律を堅持し、放送を太い幹としつつインターネットも活用して、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるとともに、多彩で質の高いコンテンツの充実、積極的な国際発信による日本と国際社会の相互理解の促進、放送・サー

ビスを通じた地域社会への貢献、受信料の公平負担徹底に向けた支払率向上、創造的で効率的な経営の推進、時代にふさわしい働き方ができる組織への改革、放送センター建替の推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額八千二百九十一億円、事業経費、建設経費等による出金総額八千四百二十四億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、事業収支差金の黒字を確保し、質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、先導的なサービスの推進等に取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められるとしながら、既存業務全体の見直しや受信料額の引下げの可能性を含めた受信料の在り方について検討を行うこと、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を引き続き実施することを求め、また、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう徹底した取組を行うことを強く求めるとともに、協会の経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、説明責任を果たしていくことが必要である旨の意見が付されている。